

日常生活用具給付意見書（発電機・蓄電池（ポータブル電源）用）

氏名	年 月 日 生（ 歳）
住所	連絡先（ ）
障害名及び原因となった疾病・外傷名	
障害の状況（呼吸器機能障害 3 級以上、腎臓機能障害 3 級以上又はこれらと同程度かそれ以上の状態であり、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、酸素濃縮器、透析装置等の電気式医療機器の使用が常時必要と認められる理由を記載する。）	
必要と認める用具等	日常生活用具の名称 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 蓄電池（ポータブル電源） </div>
	在宅で使用が必要と認められる電気式医療機器等
上記のとおり意見する	
年 月 日 医療機関名 所在地 診療担当科名 作成医師氏名	
	

【参考】

1. 呼吸器にかかる身体障害認定基準

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長 of 組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

(1) 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のものをいう。

(2) 等級表3級に該当する障害は、指数が20を超え30以下のもの若しくは動脈血O₂分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。

(3) 等級表4級に該当する障害は、指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血O₂分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。

2. じん臓にかかる身体障害認定基準

(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。

(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。

- a じん不全に基づく末梢神経症
- b じん不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d じん不全に基づく精神異常
- e エックス線写真所見における骨異栄養症
- f じん性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i じん疾患に直接関連するその他の症状

(3) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。

(注9) eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位はml/分/1.73m²)が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。

(注10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」一部抜粋